

むつ市総合経営計画策定支援業務プロポーザル審査基準

1 審査の基本方針

- (1) 審査委員1人あたりの持ち点は100点とする。
- (2) 各審査委員の評価点の合計が最も高い企画提案者を選定する。
- 【持点：100点×審査委員6人＝600点】

2 審査項目及び配点

審査項目及び配点は、下表のとおりとする。

審査項目	審査内容	配点	
(1) 業務の理解度	事業の目的、趣旨を十分に踏まえた提案であるか。	10	10
(2) 応募者の確実性	地方公共団体を契約相手方とする類似業務の受託実績があり、業務を遂行するための専門知識・経験等の活用を期待できるか。	10	20
	専門知識を有した者の配置など、業務を円滑かつ着実に遂行できる運営体制がとられているか。	10	
(3) 企画提案	市の現状や課題を的確に捉え、効果的な計画の策定につながるような分析やEBPMの手法を取り入れた次期計画の策定支援が期待できる提案になっているか。	10	60
	社会経済情勢や国・県などの最新の動向を的確に捉え、次期計画への反映方法が適切に示されているか。	10	
	市の人口の変化を的確に捉え、その影響等について詳細な分析・考察のもと、人口ビジョン及び総合戦略の適切な見直しが期待できる提案になっているか。	10	
	市民の意見を反映させるためのより良い調査方法の実施が期待できる提案内容となっているか。	10	
	仕様書に示した内容以外の独自の提案など、創意工夫のある優れた提案がなされているか。	10	
	仕様書記載の内容が漏れなく達成されているか。	5	
	作業スケジュールに無理がなく、本業務の目的と内容に沿った実現可能な提案となっているか。	5	
(4) 価格提案	見積金額は妥当であるか。	10	10